

熱海市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年8月19日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第16号

熱海市介護保険条例の一部を改正する条例

熱海市介護保険条例（平成12年熱海市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第9条を附則第10条とし、附則第8条の次に次の1条を加える。

（令和3年7月1日からの大雨による災害に係る保険料の減免の特例）

第9条 令和3年7月1日からの大雨による災害により、令和3年度分における令和3年7月3日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この条において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和3年7月3日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年7月3日前に納期限が定められるべきものを除く。）について第15条第1項の規定を適用する場合における同条第2項に規定する申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が別に定める日とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。